

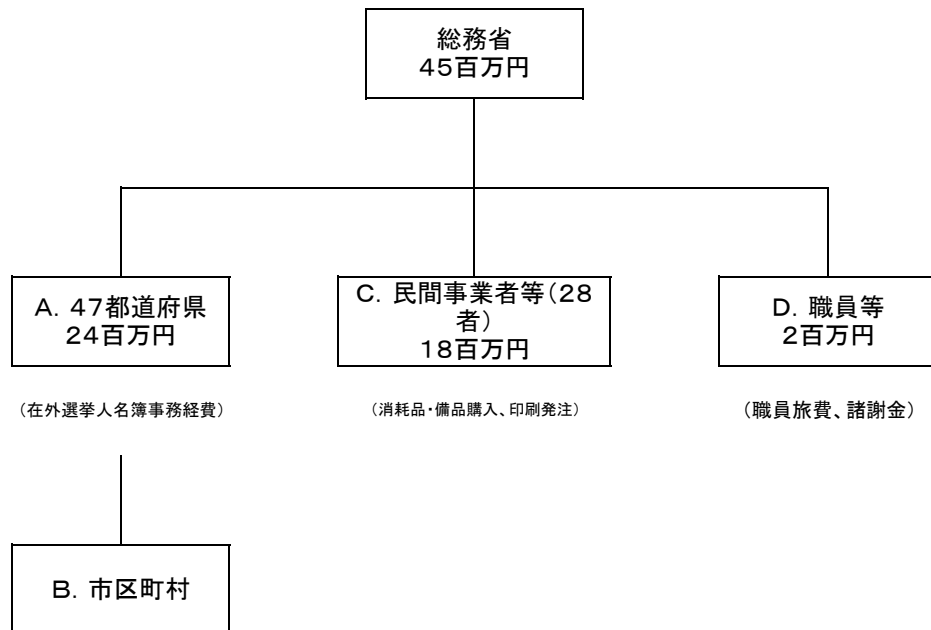
平成26年行政事業レビューシート

(総務省)

事業名	選挙制度等の整備に必要な経費 (参加・実施等を通じた政治意識向上に関する経費を除く。)		担当部局庁	自治行政局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	終了なし		担当課室	自治行政局行政課総務室(管理課)	室長 吉永 浩 (課長 杉原 弘敏)			
会計区分	一般会計		政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条、公職選挙法、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律、在外選挙施行規則、政治資金規正法、政党助成法、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律		関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	選挙、投票に関する法令、政治資金規正法、政党助成法の企画立案及び制度の実施・運営・指導を行う。国外に居住する選挙人についても選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度の執行体制の整備を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国外に居住する選挙人について選挙権行使の機会を保障するため、在外選挙人名簿登録事務(市町村選挙管理委員会に委託)に必要な諸様式や在外投票に必要な投票用紙等の物資を作成し、在外公館及び市町村選挙管理委員会に対し送付する。 国政選挙について、都道府県又は市町村選挙管理委員会に対し、必要な技術的助言等をし、事務の適正な処理に関する情報を提供するために必要となる統計をまとめる。 政治資金規正法及び政党助成法に基づき、政治団体から提出される収支報告書等について形式審査及び要旨の官報告示を行うとともに、収支報告書等を閲覧に供する。また、請求に応じ少額領収書等の写しの開示業務を行う。							
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	59	75	70	57		
		補正予算	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	—	—		
		計	59	75	70	57		
	執行額		39	39	45			
	執行率(%)		66.1	52.0	64.3			
	成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	23年度	24年度	25年度
選挙制度等の適切な運用を成果目標としており、その実績を定量的に示すことは困難である。		成果実績	—	—	—	—		
		目標値	—	—	—	—		
		達成度	%	—	—	—		
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	在外選挙人名簿登録者数		活動実績	人	108,269	105,511	112,390	—
			当初見込み		H23.9.2現在	H24.9.2現在	H25.9.2現在	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載		単位当たりコスト	—	—	—	—	—
			計算式	/	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	在外選挙人名簿登録事務委託費	24						
	庁費	31						
	情報処理業務庁費	0						
	職員旅費	2						
	諸謝金	0.2						
	委員手当	0.1						
	計	57						

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費 必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	選挙は民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければならないその健全な発達を期することはできない。選挙時だけでなく常日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要である。 在外選挙人名簿登録事務に必要な物資の調整及び在外選挙人名簿登録事務委託費については、公職選挙法上、国庫負担とされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	印刷発注について、多額のものについては、一般競争入札を行い、少額のものについても複数者から見積をとり、競争性を確保している。在外選挙人名簿登録事務委託費については各都道府県から登録者数の実績値の報告に基づき、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定した額を交付している。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きき場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	在外選挙人名簿登録事務に必要な物資の作成については、当該事務を行う市町村、在外公館にとって必要不可欠なものであり、印刷物については、業務上必要となる部内や地方公共団体等関係機関等に配布するものである。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	在外選挙人名簿登録事務委託費については、各都道府県に対し、実績報告書を提出させ、在外選挙人名簿登録者数等を確認した上で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づき算定した額を交付している。 消耗品等の物品購入及び印刷製本については、使用及び配布実績等を踏まえ、業務上必要最小限にとどめ、旅費については、原則としてバック旅行を導入し、効率的な執行に努めている。				
	改善の方向性	今後も引き続き、執行額を抑制し、コスト削減に努めていきたい。				
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0020	平成24年	0021	平成25年	0022

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.東京都			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	委託費	在外選挙人名簿登録事務(市区町村に交付)	8.0			
	計		8.0	計		0
	B.横浜市			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	通信運搬費	在外選挙人名簿登録事務	1.8			
	計		2	計		0
	C.公益財団法人明るい選挙推進協会			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	雑役務費	インターネット選挙運動解禁に関する調査研究の請負	2			
	計		2	計		0
	D.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	在外選挙人名簿登録事務経費	8.0	—	—
2	神奈川県	在外選挙人名簿登録事務経費	3.7	—	—
3	千葉県	在外選挙人名簿登録事務経費	1.8	—	—
4	大阪府	在外選挙人名簿登録事務経費	1.4	—	—
5	愛知県	在外選挙人名簿登録事務経費	1.3	—	—
6	兵庫県	在外選挙人名簿登録事務経費	1.1	—	—
7	埼玉県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.7	—	—
8	静岡県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.5	—	—
9	福岡県	在外選挙人名簿登録事務経費	0.5	—	—
10	京都府	在外選挙人名簿登録事務経費	0.5	—	—

C.民間事業者等

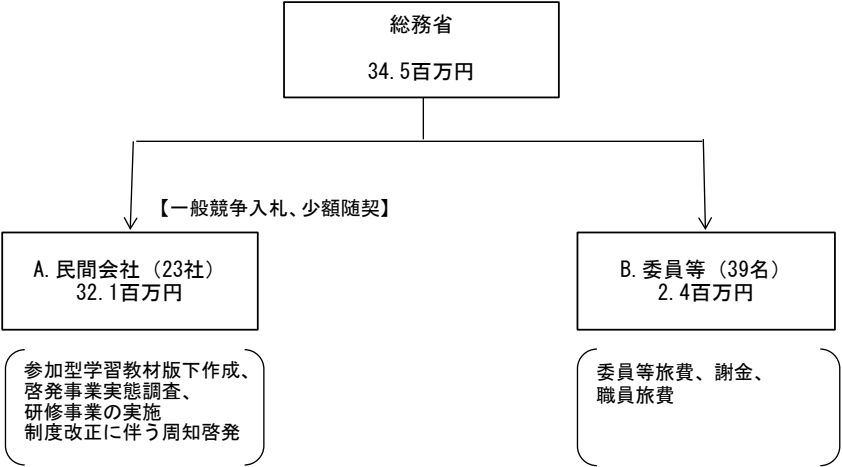
	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	公益財団法人明い選挙推進協会	インターネット選挙運動解禁に関する調査研究の請負	2.1	3	29.7
2	(株)日本選挙センター	一般投票用紙(参議院選挙区)ほか11点	2.0	少額随契	
3	(財)明い選挙推進協会	インターネット選挙運動解禁に関する調査の請負(東京都知事選)	1.0	少額随契	
4	(株)丸井工文社	衆議院議員総選挙結果調に係るデータ入力作業の請負	1.0	少額随契	
5	独立行政法人国立印刷局財務課	「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急～」	0.9	少額随契	
6	共同物流(株)	第47回衆議院議員総選挙に係る在外投票用紙等の保管請負	0.9	少額随契	
7	(株)丸井工文社	平成24年12月16日執行衆議院議員総選挙結果調	0.8	少額随契	
8	凸版印刷株式会社	在外選挙人証	0.6	少額随契	
9	(株)三州社	「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急～法律案(要)」	0.6	少額随契	
10	(株)三州社	「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急～法律案(要)」	0.6	少額随契	

平成26年行政事業レビューシート（総務省）									
事業名	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費			担当部局庁	自治行政局選挙部			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	昭和32年度・終了予定なし			担当課室	管理課			課長 杉原 弘敏	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	公職選挙法第6条第1項 公職選挙法施行令第133条～第137条			関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	民主主義の基盤である選挙は、国民一人一人が政治や選挙に強い関心を持ち、主権者としての自覚と豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけることが必要であり、公職選挙法第6条第1項において、「総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努める」とされている。 また、国民の選挙・政治意識の高揚を図るという事柄の性格上、中立不偏の立場から地道で長い運動を実施しなければならず、関係団体との連携の下、きめ細やかな啓発事業を実施する必要があり、そのために必要な経費である。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(1)選挙啓発研修会開催 (①指定病院等における不在者投票立会人の登録促進、②選管等インターンシップの拡大促進、③地域ボランティアの交流等事業) 都道府県又は関係団体と連携して、市区町村明推協委員、市区町村選挙管理委員会職員、若者等を対象に上記研修会実施 (2)若者フォーラム開催 若者同士が、互いの持っている政治への想い・政治意識について意見交換する場として開催 (3)参加型学習教材作成 地域の明るい選挙推進協議会等成人向けに、参加型学習の進め方等を示した教材(電子データ)作成 (4)制度改正周知 政治意識の向上を図るため、インターネット選挙運動の解禁、成年被後見人の選挙権回復、衆議院小選挙区の区割り改定に伴う啓発を実施								
実施方法	■直接実施 ■委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	119	27	75	42			
		補正予算	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-			
	計		119	27	75	42			
	執行額		116	11	34				
	執行率 (%)		97.5	40.7	45.3				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	・本事業は、法律に基づき、選挙人に対する周知啓発を行うものであり、定量的な成果目標を示すことは困難。 ・選挙人の政治意識の向上を図るとともに、公明かつ適正な選挙執行の実現を目的とするもの。			成果実績	—	—	—	—	
				目標値	—	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	・明るい選挙推進委託費予算額(23年度) ・研修会(3種類)び若者フォーラム開催数(24,25年度)			活動実績	112	研修会各16回、若者フォーラム1回	研修会各16回、若者フォーラム1回	研修会各16回、若者フォーラム1回	—
				当初見込み	112	研修会各16回、若者フォーラム1回	研修会各16回、若者フォーラム1回	研修会各16回、若者フォーラム1回	
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載			単位当たりコスト	—	—	—	—	—
				計算式	/	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	2.6							
	職員旅費	1.6							
	委員等旅費	3.6							
	庁費	34							
	計	41.8							

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 要 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・選挙は、民主主義の基盤をなすものであり、選挙が公正に行わなければならないその健全な発達を期することはできない。選挙時だけでなく平日頃からあらゆる機会を通じて、政治・選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図っていくことが重要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	・公職選挙法第6条第1項に基づき、選挙が公明且つ適正に行われるように、国及び地方自治体が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・制度改正の周知(メール配信)については、一般競争入札を実施し、4社入札のうえ、契約相手先を決定。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—	・費目・使途は事業概要に即したものであり、支出も合理的なものとなっている。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—	・不用率が大きい理由としては、		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	①研修事業の開催が予算額より低額で実施できたこと		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	②インターネット選挙運動の解禁のための大規模な啓発を実施(予備費「インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費」による執行)		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	③参議院通常選挙の実施に向けた啓発を実施(当初予算「参議院議員通常選挙に必要な経費」による執行)		
事 業 性 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	・研究会及び若者フォーラム開催については、25年度当初の見込み通り開催		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	・参加型学習教材(電子データ)については、HPに掲載すること等により活用		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	平成21年、平成22年の2回の事業仕分けの結果を踏まえ、平成23年度は、従来の事業はすべて廃止した上で、常時啓発事業の全体の見直し、今後の啓発事業に不可欠となる地域のボランティアの方々やNPO団体とのネットワークづくりを早急に進めたところ。 また、平成23年12月に取りまとめられた「常時啓発事業のあり方等研究会」の最終報告書において、これからの常時啓発においては、「社会参加の促進」と「政治的判断能力の向上」をキーワードに、社会に参加し、自ら考え、自ら判断する新しい主権者を目指すべきとしており、この報告を踏まえ、平成25年度においても、時代に即した新たな事業として、参加・体験型の活動を通じた政治意識向上のための実践的な事業を実施した。 また、執行については、平成24年度以降、これまでの特定団体への委託方式から総務省による執行としている。				
	改善の方向性	検討会報告書を踏まえ、引き続き、「若者の政治意識の向上」、「将来の有権者である子供たちの意識の醸成」「地域の明るい選挙推進協議会活動の活性化」を柱とした取組により、主権者教育を推進していく。				
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
事業仕分け第3弾 明るい選挙推進費 評価結果:事業仕分け第1弾の評価結果(廃止)の確実な実施 ＜とりまとめコメント＞ 評価結果が「反映されていない」ということでそろっているのが、今日の仕分け結論としては、事業仕分け第1弾の評価結果の確実な実施ということ結論とする。 政務官からご説明のあった、現場のボランティアの活動をつぶしてはいけないということはそのとおりだと思うし、常時啓発が必要である、重要であるということも異論はないが、そこに向けた見直しのスピードや手法については、仕分けの結論に沿ったものとは残念ながら申し上げられない。 現場のボランティアの人たちと常時啓発の必要性というところは踏まえながらも、もう一度抜本的に、早いスピードで見直しすることとして、従来のやり方は廃止していただきたい。 総務省HP「明るい選挙の推進」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo09.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	0021	平成24年	0022	平成25年	0023

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)



費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と使途の 双方で実情が分 かるように記載)	A.(株)電通			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	雑役務費	インターネット選挙運動解禁・R25広告	12			
	雑役務費	インターネット選挙運動解禁・メール配信広告	9			
	計		21	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	職員旅費	支出額が100万円以下の者である。				
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)電通	インターネット選挙運動解禁・R25広告	11.9	3	99.1
2	(株)電通	インターネット選挙運動解禁・メール広告	9	4	78.1
3	(株)日本経済社	若者フォーラムの開催	5	5(企画競争)	
4	(株)オリコム	衆議院小選挙区区割り図データ作成	0.9	少額随契	
5	(公財)明るい選挙推進協会	啓発事業実態調査	0.9	少額随契	
6	千秋社	衆議院小選挙区区割り図印刷・発送	0.9	少額随契	
7	(公財)明るい選挙推進協会	「参加型学習教材」版下作成の請負	0.8	少額随契	
8	グランドアーク半蔵門	研修会の実施(地域ボランティア)	0.8	少額随契	
9	YKP大宮ビジネスセンターホテル	研修会の実施(選挙管理委員会インターンシップ)	0.3	少額随契	
10	日本青年館ホテル	研修会の実施(地域ボランティア)	0.3	少額随契	

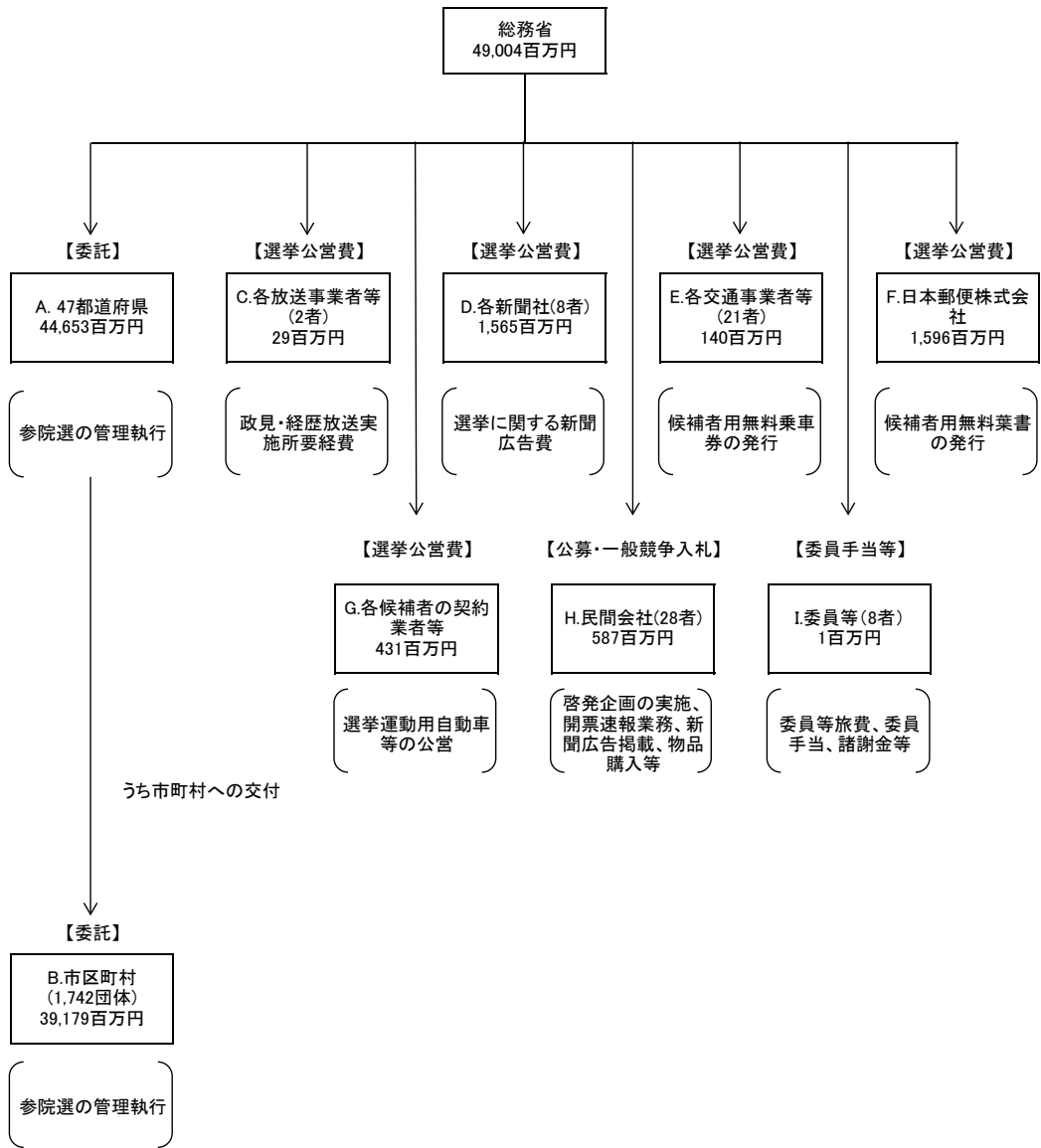
B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	職員旅費	0.3		
2	個人B	謝金、委員等旅費	0.3		
3	個人C	謝金、委員等旅費	0.1		
4	個人D	謝金、委員等旅費	0.1		
5	個人E	謝金、委員等旅費	0.1		
6	個人F	謝金、委員等旅費	0.1		
7	個人G	謝金、委員等旅費	0.1		
8	個人H	謝金、委員等旅費	0.1		
9	個人I	謝金、委員等旅費	0.1		
10	個人J	謝金、委員等旅費	0.1		

平成26年行政事業レビューシート (総務省)									
事業名	参議院議員通常選挙に必要な経費			担当部局庁	自治行政局選挙部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成25年度・平成25年度			担当課室	管理課			課長 杉原 弘敏	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・総務省設置法第4条 ・地方財政法第10条の4 ・公職選挙法第263条 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等			関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成25年7月21日に実施した第23回参議院議員通常選挙の管理執行								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	平成25年7月21日に実施した第23回参議院議員通常選挙の投票、開票及び選挙会等の事務、公営制度並びに参議院議員通常選挙に関し必要と認められる事項の選挙人への周知等選挙の管理執行に必要な経費について、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下、「執行経費基準法」という。)等に基づき、都道府県や日本郵便株式会社、新聞広告業者など関係する事業者に交付するもの。								
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	50,337	—	—		
		補正予算	—	—	0	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	0	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	0	—	—		
		予備費等	—	—	0	—	—		
		計	—	—	50,337	—	—		
	執行額		—	—	49,004	—			
	執行率(%)		—	—	97.4%	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	本事業は、法律に基づき、任期満了により改選される参議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。			成果実績	—	—	—	—	—
				目標値	—	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、任期満了により改選される参議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。			活動実績	—	—	—	—	—
				当初見込み	—	—	—	—	—
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載			単位当たりコスト	—	—	—	—	—
				計算式	/	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
					平成26年度、平成27年度は要求なし				
計									

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		—	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		—	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事 業 性 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	—		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		—			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		—			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。 第23回参議院議員通常選挙については、同年4月10日に公布・施行された改正執行経費基準法の下で行われたが、当該改正においては、選挙の効率的な執行を図るため、先進的な取組を行っている団体の執行実態等を踏まえ、基準額の引き下げ等を行っている。 また、選挙時においては、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、上記改正法の趣旨を踏まえ、できる限り効率的な執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。				
	改善の方向性	執行経費基準法は、各選挙管理委員会における選挙執行の実態等を踏まえ、原則3年毎に所要の改正を行っている。今後の改正に際しては、各団体の執行の実態とともに、効率的な事務処理に取り組んでいる団体の実態も踏まえながら、管理執行事務の効率的な運営を期してまいりたい。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年	新25-0008

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A. 東京都			E. 全日本空輸株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	公営費	新聞広告、政権放送、ポスター作成等公営費	230	その他	候補者用無料乗車券(航空券)	34
	選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	71			
	啓発推進委託費	選挙啓発費	10			
	開票速報委託費	開票速報業務	6			
	その他	都の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	164			
		市区町村への交付額	3,382			
	計		3,863	計		34
	B. 横浜市			F. 日本郵便株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	投票所経費	投票所に係る人件費等	292	その他	候補者用無料葉書の発行	1,596
	開票所経費	開票所に係る人件費等	115			
	ポスター掲示場費	ポスター掲示場の設置撤去	60			
	選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	37			
	期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	31			
	啓発推進委託費	選挙啓発費	3			
	開票速報委託費	開票速報業務	1			
	その他	市の選挙事務全般の事務費等(他の経費に属するものを除く)	272			
	計		811	計		1,596
	C. 日本放送協会			G. 候補者A		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	その他	政党の政見放送に係る経費	28	その他	選挙運動用自動車等の公営費	8
	計		28	計		8
	D. 読売新聞社			H. 東芝ソリューション株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	その他	政党の新聞広告公営費	771	その他	投・開票速報オンラインシステム・支援の請負	314
	計		771	計		314

支出先上位10者リスト

A. 47都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	参院選の管理執行	3,863	-	-
2	神奈川県	参院選の管理執行	2,419	-	-
3	北海道	参院選の管理執行	2,371	-	-
4	大阪府	参院選の管理執行	2,267	-	-
5	愛知県	参院選の管理執行	2,129	-	-
6	埼玉県	参院選の管理執行	2,049	-	-
7	千葉県	参院選の管理執行	1,813	-	-
8	兵庫県	参院選の管理執行	1,529	-	-
9	福岡県	参院選の管理執行	1,528	-	-
10	静岡県	参院選の管理執行	1,118	-	-

B. 1,742市区町村

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	参院選の管理執行	811	-	-
2	大阪市	参院選の管理執行	574	-	-
3	名古屋市	参院選の管理執行	441	-	-
4	札幌市	参院選の管理執行	395	-	-
5	京都市	参院選の管理執行	355	-	-
6	広島市	参院選の管理執行	327	-	-
7	福岡市	参院選の管理執行	297	-	-
8	さいたま市	参院選の管理執行	294	-	-
9	川崎市	参院選の管理執行	290	-	-
10	神戸市	参院選の管理執行	273	-	-

C. 各放送事業者等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本放送協会	政党の政見放送の収録及び放送	28	-	-
2	日本手話通訳士協会	政見放送に係る手話通訳士に対する補助業務等	1	-	-

D. 各新聞社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	読売新聞社	新聞広告公営費	771	-	-
2	朝日新聞社	新聞広告公営費	644	-	-
3	毎日新聞社	新聞広告公営費	85	-	-
4	日本経済新聞社	新聞広告公営費	38	-	-
5	中日新聞社	新聞広告公営費	13	-	-
6	産経新聞社	新聞広告公営費	7	-	-
7	北海道新聞社	新聞広告公営費	4	-	-
8	西日本新聞社	新聞広告公営費	2	-	-

E. 各交通事業者等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	全日本空輸株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	34	-	-
2	日本航空株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	31	-	-
3	東日本旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	28	-	-
4	日本バス協会	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	13	-	-
5	東海旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	11	-	-
6	西日本旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	11	-	-
7	日本民営鉄道協会	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	5	-	-
8	九州旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	3	-	-
9	北海道旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	1	-	-
10	四国旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の発行	1	-	-

F. 日本郵便株式会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便株式会社	候補者用無料葉書の発行	1,596	-	-

G. 各候補者の契約業者等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	候補者A	選挙運動用自動車等の公営	8	-	-
2	候補者B	選挙運動用自動車等の公営	7	-	-
3	候補者C	選挙運動用自動車等の公営	7	-	-
4	候補者D	選挙運動用自動車等の公営	7	-	-
5	候補者E	選挙運動用自動車等の公営	7	-	-
6	候補者F	選挙運動用自動車等の公営	6	-	-
7	候補者G	選挙運動用自動車等の公営	6	-	-
8	候補者H	選挙運動用自動車等の公営	6	-	-
9	候補者I	選挙運動用自動車等の公営	6	-	-
10	候補者J	選挙運動用自動車等の公営	6	-	-

H. 民間会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東芝ソリューション株式会社	投・開票速報オンラインシステム・支援の請負	314	随意契約 (公募の結果)	100.0
2	株式会社オリコム	啓発総合企画の実施の請負	182	随意契約 (全国競争5者)	100.0
3	凸版印刷株式会社	選挙運動用ビラ・ポスター証紙の作成の請負	22	2	73.9
4	株式会社日本経済社	政党説明会・名簿登載予定者説明会の開催周知新聞広告の掲載の請負	13	4	85.5
5	株式会社ムサシ	在外投票用紙等の作成の請負	10	3	99.0
6	共同印刷株式会社	候補者用無料乗車券(航空券)の作成の請負	9	随意契約 (公募の結果)	99.2
7	日本郵便株式会社	候補者本籍地照会郵送経費	8	-	-
8	株式会社日本選挙センター	選挙事務所用標札等作成の請負	7	2	96.1
9	社会福祉法人東京ヘルン・ケラー協会	選挙啓発のための点字パンフレット作成の請負	5	2	95.2
10	株式会社三州社	選挙公報及び各種届出様式等の印刷	5	随意契約	-

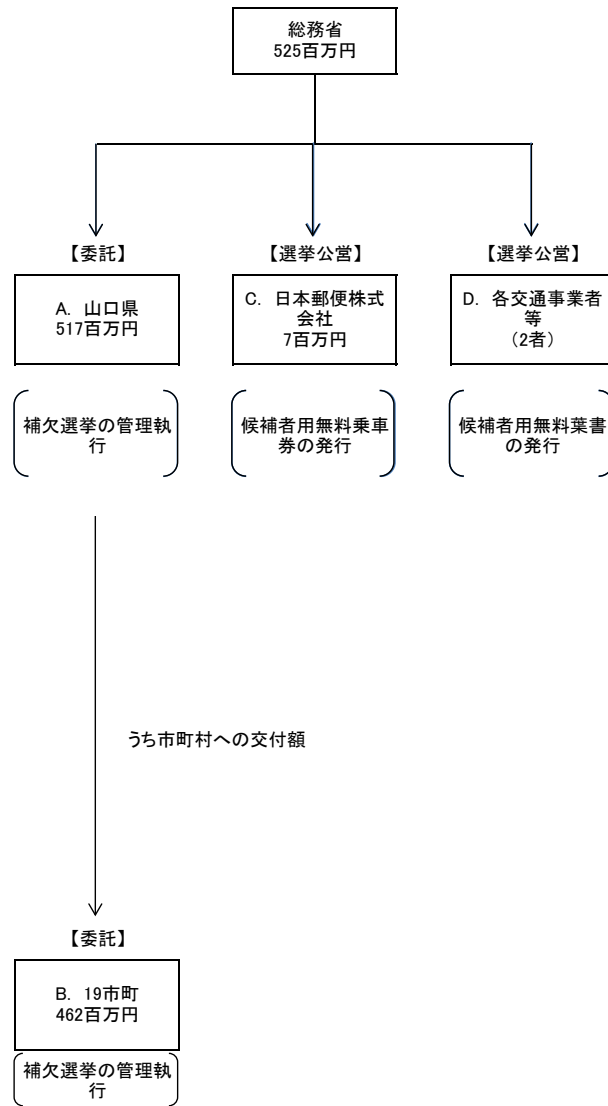
I. 委員等

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A	旅費、委員手当	0.3	-	-
2	個人B	旅費、委員手当	0.3	-	-
3	個人C	委員手当、謝金	0.1	-	-
4	個人D	旅費、委員手当	0.1	-	-
5	個人E	旅費、委員手当	0.1	-	-
6	個人F	謝金	0.0	-	-
7	個人G	謝金	0.0	-	-
8	個人H	謝金	0.0	-	-

平成26年行政事業レビューシート (総務省)									
事業名	山口県選挙区選出の参議院議員の補欠選挙に必要な経費			担当部局庁	自治行政局選挙部			作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成25年度・平成25年度			担当課室	管理課			課長 杉原 弘敏	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・地方財政法第10条の4 ・公職選挙法第142条、第176条及び第263条 ・国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律等			関係する計画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	平成25年4月28日に実施した山口県選挙区選出の参議院議員補欠選挙の管理執行								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	山口県選挙区選出の参議院議員に1名の欠員が生じたため、公職選挙法第33条の2及び第113条の規定により、平成25年4月28日に補欠選挙を行った。 国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされており、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(以下「執行経費基準法」という。)等に基づき、その投票及び開票等の事務並びに公営制度等選挙の管理執行を行うために必要な経費として執行委託費を山口県及び県内関係市町に交付するもの。また、公職選挙法に基づき、日本郵便株式会社及び各交通事業者等に対し、候補者が選挙運動で使用する選挙運動用無料葉書及び無料乗車券の使用実績に応じた請求額を交付するもの。								
実施方法	☒ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	—	—	—	—	—		
		補正予算	—	—	—	—	—		
		前年度から繰越し	—	—	—	—	—		
		翌年度へ繰越し	—	—	—	—	—		
		予備費等	—	—	711	—	—		
		計	—	—	711	—	—		
	執行額		—	—	525	—			
	執行率(%)		—	—	73.8%	—			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた参議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な成果目標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。			成果実績	—	—	—	—	—
				目標値	—	—	—	—	—
				達成度	%	—	—	—	—
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	本事業は、法律に基づき、欠員が生じた参議院議員の選挙の執行管理を行うものであるため、定量的な活動指標を示すことは困難。 公正な選挙の確実な実施を目的とするもの。			活動実績	—	—	—	—	—
				当初見込み	—	—	—	—	—
単位当たりコスト	算出根拠				単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載			単位当たりコスト	—	—	—	—	—
				計算式	/	—	—	—	—
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
					平成26年度、平成27年度は要求なし				
計		—	—						

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 必 費 要 投 入 の 性 質	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		－	国政選挙に必要な経費については、地方財政法及び公職選挙法により国が全額負担することとされている。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的（成果目標）の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		－			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		－	執行経費基準法により、交付の規定が定められ、また、同法及び公職選挙法により選挙管理費用の種目が定められており、法に則した執行がされている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		－			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		－			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		－			
事 業 性 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		－	－		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		－			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		－			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		－	－		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 ・ 改 善 結 果	点検結果	国政選挙は、地方財政法及び公職選挙法の規定に基づき、国がその経費を全額負担することとされており、当該経費に係る基準は、執行経費基準法により定められている。 山口県選挙区選出の参議院議員補欠選挙については、同年4月10日に公布・施行された改正執行経費基準法の下で行われたが、当該改正においては、選挙の効率的な執行を図るため、先進的な取組を行っている団体の執行実態等を踏まえ、基準額の引き下げ等を行っている。 また、選挙時においては、都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に対し、上記改正法の趣旨を踏まえ、できる限り効率的な執行に努め、経費節減を図るよう要請を行った。				
	改善の方向性	執行経費基準法は、各選挙管理委員会における選挙執行の実態等を踏まえ、原則3年毎に所要の改正を行っている。今後の改正に際しては、各団体の執行の実態とともに、効率的な事務処理に取り組んでいる団体の実態も踏まえながら、管理執行事務の効率的な運営を期してまいりたい。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費使用（平成26年4月23日閣議決定）						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	－	平成24年	－	平成25年	新25-0009

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A. 山口県			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	公営費	新聞広告、政見放送、ポスター作成等公営費	18			
	選挙公報発行費	選挙公報の印刷費等	3			
	その他	県の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	34			
		市町への交付額	462			
	計		517	計		0
	B. 下関市			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	投票所経費	投票所に係る人件費等	29			
	ポスター掲示場費	ポスター掲示場の設置撤去	11			
	期日前投票所経費	期日前投票所に係る人件費等	11			
	開票所経費	開票所に係る人件費等	2			
	選挙公報発行費	選挙公報の配布費等	2			
	その他	市の選挙事務全般の事務費等(他の費目に属するものを除く)	17			
	計		72	計		0
	C. 日本郵便株式会社			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	その他	候補者用無料葉書の発行	7			
	計		7	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 山口県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	山口県	補欠選挙の管理執行	517	-	-

B. 19市町

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	下関市	補欠選挙の管理執行	72	-	-
2	山口市	補欠選挙の管理執行	57	-	-
3	周南市	補欠選挙の管理執行	47	-	-
4	宇部市	補欠選挙の管理執行	42	-	-
5	岩国市	補欠選挙の管理執行	36	-	-
6	萩市	補欠選挙の管理執行	26	-	-
7	防府市	補欠選挙の管理執行	25	-	-
8	長門市	補欠選挙の管理執行	24	-	-
9	光市	補欠選挙の管理執行	20	-	-
10	美祿市	補欠選挙の管理執行	19	-	-

C. 日本郵便株式会社

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	日本郵便株式会社	候補者用無料葉書の発行	7	-	-

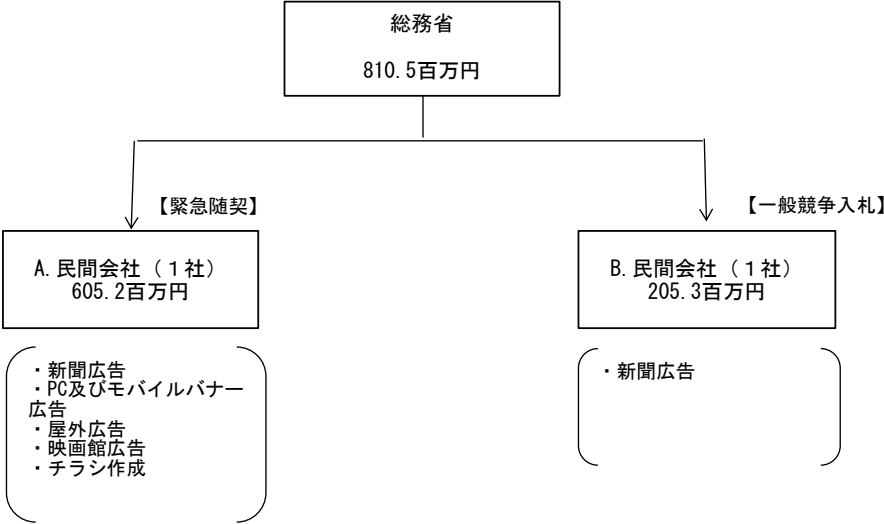
D.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	西日本旅客鉄道株式会社	候補者用無料乗車券の発行	0.2	-	-
2	日本バス協会	候補者用無料乗車券の発行	0.1	-	-

平成26年行政事業レビューシート（総務省）									
事業名	インターネット等の利用による選挙運動の解禁の周知啓発に必要な経費			担当部局庁	自治行政局選挙部			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成25年度・平成25年度			担当課室	管理課			課長 杉原 弘敏	
会計区分	一般会計			政策・施策名	Ⅲ 選挙制度等の適切な運用				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	総務省設置法第4条 公職選挙法第6条第1項 公職選挙法施行令133条～137条			関係する計画、通知等	-				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	公職選挙法の一部を改正する法案が平成25年4月19日に成立し、施行日(5月26日)以後初めて公示される国政選挙から、インターネットを使った選挙運動が可能。国会からも「速やかにかつ幅広く国民への周知啓発」を求められており、解禁された事項及び留意すべき事項等について、きめ細やかな周知啓発を実施。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	改正内容が、インターネット選挙運動解禁ということから、インターネット関係の媒体を中心に、国民に対して、解禁された事項及び留意すべき事項等について周知啓発を実施。 <インターネット関係> ・総務省ホームページ:改正内容等の情報掲載 ・「ネット選挙運動特集」ページ:総務省ホームページとは別に開設、当ページ内で啓発動画コンテスト実施 最優秀賞(総務大臣賞)については、街頭ビジョン等で活用。 ・インターネットバナー広告:上記両ページに誘導するために各種サイト等で実施(Yahoo、Google、Facebook、Twitter、Ameba等) <その他> ・新聞広告 ・新聞、プロバイダ協会へ特集記事掲載依頼								
実施方法	☐ 直接実施 ☒ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☐ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	-	-	-	-	-		
		補正予算	-	-	-	-	/		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	/		
		予備費等	-	-	895	-	/		
		計	-	-	895	-	-		
	執行額		-	-	811	/			
	執行率(%)		-	-	90.5	/			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			/	単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (年度)
	本事業は、制度改正の周知啓発であり、定量的な成果目標を示すことは困難。 制度改正により解禁された事項及び留意すべき事項等について、きめ細やかな周知啓発を実施し、公明かつ適正な選挙執行の実現を目的とするもの。			成果実績	-	-	-	/	
				目標値	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	/
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			/	単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込
	啓発動画コンテスト開催 インターネットバナー広告、新聞広告等実施			活動実績	-	-	動画コンテス実施 バナー広告、新聞広告等実施	-	
				当初見込み	-	-	動画コンテス実施 バナー広告、新聞広告等実施	-	
単位当たりコスト	算出根拠			/	単位	23年度	24年度	25年度	26年度見込
	算出困難なため、未記載			単位当たりコスト	-	-	-	-	
				計算式	/	-	-	-	-
平成26・27年度予算内訳 (単位:百万円)	費目		26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	計		-	-					

事業所管部局による点検・改善						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国費 必要投入の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	・選挙が公明かつ適正に行われるように、公職選挙法第6条第1項に基づき、国及び地方自治体が実施すべき事業である。 ・衆参の附帯決議も踏まえ、国において、制度概要や一般有権者等に対する種々の規制について、速やかに幅広く国民に対し周知啓発を実施することが必要		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		—			
事業の 効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	・改正法の施行日が「公布から起算して1月を経過した日」とされ、衆議院及び参議院の附帯決議において、「速やかにかつ幅広く国民への周知啓発活動を行う」旨求められており、H25.7.21執行の参院選前の啓発については緊急を要したため、随意契約により実施。 ・一方、参院選後に実施した新聞広告による啓発については、6社による一般競争入札を実施した。 ・使途は事業概要に即したものであり、支出も合理的である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		—			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		—			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が多い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		—			
事業の 有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	・バナー広告、動画コンテストの実施などインターネットを中心とした啓発を実施。 ・インターネット選挙運動解禁の制度概要をまとめたチラシ(電子データ)については、HPIに掲載することにより活用		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重複 排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検・ 改善結果	点検結果	制度改正後、参議院通常選挙までの短期間において、各種媒体を活用した啓発を実施した。特に、「インターネット選挙運動の解禁」ということで、インターネットを中心とした啓発を行うことで、その効果については、大きな成果があった。 また、参院選後には、他の制度改正とも併せて、新聞広告による啓発を実施した。				
	改善の方向性	選挙制度の改正は政治情勢に左右されることも多く、今回のように、制度改正からその制度が適用される国政選挙までの期間が短期間となる場合においても、国民に対して効果的な周知啓発を図っていく。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
予備費使用(平成26年4月25日閣議決定) 総務省HP「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」 http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成23年	—	平成24年	—	平成25年	—

※平成25年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(株)電通			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	啓発広報費	インターネット選挙運動解禁に伴う総合啓発の請負	605			
	計		605	計		0
	B.(株)電通			F.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	啓発広報費	インターネット選挙運動解禁に伴う新聞広告の掲載請負	205			
	計		205	計		0
	C.			G.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)電通	制度改正周知のための新聞広告、チラシ作成、インターネット広告、映画館広告	605.2	緊急随契	—
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	(株)電通	制度改正周知のための新聞広告の掲載	205.3	6	70.8
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					